

●香川県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年3月30日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市山本町財田西字松ノ木240番3地 先から 三豊市山本町財田西字松ノ木239番1地 先まで	9.0~20.0	34	平成17年香川県告示第702号で変更した区域
三豊市財田町財田上字久保の下1941番2 地先から 三豊市財田町財田上字久保の下1939番1 地先まで	9.1~14.9	34	平成16年香川県告示第81号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成19年3月30日